

## 新潟市花育マスター制度実施要領

### 1 目的

この要領は、新潟市花育マスター制度登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき実施される花育マスターの登録及び利用について、必要な事項を定める。

### 2 登録及び更新の手続き

実施要綱第6条に基づき行う登録及び更新の手続きは、新潟市農林水産部食と花の推進課長が次に掲げる項目を考慮し、適否を決定する。

- (1) 登録要綱第4条各号の要件を満たす者。
- (2) 花と緑に関する団体等からの推薦がある者。
- (3) 花と緑に関する業務に、1年以上携わった実務経験のある者。
- (4) これまでに花や緑に関する講座、実習等を行い、適切な指導、助言ができる者。
- (5) 花や緑に関する資格等を有する者。

### 3 団体登録

団体としての登録は、次に掲げる内容を満たしていること。

- (1) 講師、指導者等の派遣に関する調整機能を有している。
- (2) 法令等について違反がない。
- (3) 活動に際し、市の指示に従うことを承諾する。

### 4 利用について

利用に際し、下記事項について留意すること。

- (1) 情報の提供を受けた団体等は、登録者と直接交渉し、日程、内容、実費等の費用負担、謝礼等の必要事項を決める。実施可能となった場合は、市にその旨を報告すること。
- (2) 事故等が発生した場合、登録者と協力し、誠意をもって解決に努めること。
- (3) 謝金等については、過度にならないこと。

### 5 その他

登録者を利用しようとする団体等は、次の各号について適切に対応し、効果的な活動の実施に努めるものとする。

- (1) 活動を実施、運営する体制の整備。
- (2) 活動の目的に見合ったカリキュラムの設定。
- (3) 直面している課題に応じた指導回数や講師等の人数の決定。
- (4) 講師の意見交換や運営工夫。
- (5) 活動の成果や他の関連事業への波及効果等を意識した運営。
- (6) 事故防止等、活動実施に当たっての安全管理。

### 6 この要領の適用日

この要領は、平成31年4月1日から適用する。